

(第一類 第九號)

第三十八回國會衆議院商工委員會議錄

五二四

卷之三

昭和三十六年五月十二日（金曜日）委員長の指名で次の通り小委員及び小委員長を選任した。

岡崎  
英城君

笠本一雄君  
板川正吾君  
首藤新八君  
中村重光君

割賦販売法案審査小委員長

日本  
茂君

昭和三十六年五月十六日(火曜日)

午前

委員長 中川俊思君

異事獨本

理事長谷川四郎君 理事板川正吾君

岡崎 英城君 小沢 辰男君

首藤  
所八君  
獨田  
刺春翁

加藤清一君 小林ちづ君

西村  
力弥君  
渡辺  
惣蔵君

性理學

出席政府委員

通商産業事務官  
（大臣官房長）  
中小企業庁長官 小山 雄二君  
委員外の出席者

第一項第九号  
商工委員會議錄第三十五號

昭和三十六年五月十六日

○中川委員長 これより会議を開きま  
す。  
商工会の組織等に関する法律の一部  
を改正する法律案を議題として審査を  
進めます。  
質疑の通告がありますので順次これ  
を許可いたします。小林ちづ君  
○小林(ちづ)委員 私はただいま提案さ  
れております商工会の組織等に關する  
法律の一部改正案についてこれからお  
尋ねいたしたいと存じます。  
と申しますのも、今からおよそ一年  
前、この現行法が制定されました際に  
は、私の亡夫正美が、わが党委員の方

## 本日の会議に付した案件

### 参考人出頭要求に関する件

### 連合審査会開会に関する件

### 商工会の組織等に関する法律の一部 を改正する法律案（内閣提出第一 八〇号）

### 産業地域の振興に関する臨時措置法 案（勝間田清一君外二十八名提出、 衆法第三五号）

（通商産業事務官  
中小企業庁振興部長）川島一郎君  
専門員 越田清七君

がその後どうなつておりますか。連合会組織の法制化を除く四項目、すなはち、その一は、大都市の商工会議所に対し小規模事業者のための事業を推進するよう指導すること。その二は、商工会と商工会議所が小規模事業者や特にその従業員の向上に資する事業を積極的に行なわしめるよう指導すること。その三は、經營改善普及員の身分保障について。最後は、商工会の固定資産税免税について配慮すること。これら四点について政府ではどのような措置をとられ、どれだけ実効を上げておられるか、それぞれの項目別に実例

方の非常な協力力を得ましたのにちが  
りん、自民・民社両党の方々の御好意  
もありまして、十分とは申せないにし  
ても、その成立に力を尽くすことがで  
きました。いわば思い出の法律でござ  
いまして、私もその後の成り行きにつ  
いては関心を持たざるを得ませんんでし  
た。幸い過日の通産大臣の提案理由の  
御説明にもありました通り、当時の本  
院の附帯決議の趣旨が生かされまし  
て、このたびの改正案が上程の運びに  
相なりましたことは御同慶の至りと存  
じます。しかしこれを機会に、施行以  
来約一年を経過しましたその間の法律  
の運用について、また改正案の内容な  
どにつきまして、全国三百万の小規模  
事業者の方々に対し、その問題点を明  
らかにいたしますことはなき夫の意図  
を継ぎます私の義務かとも存ずるもの  
をございます。

いう御趣旨の附帯決議でございます。この点に関しましては改善普及事業の実施要領を作りまして、会議所における小規模事業対策の推進の基準といいますか、心がまえといいますか、そういうものを作りまして、これを中心にして商工会議所の各種の連絡会議等で趣旨の徹底に努めまして、それに基づいて大部分の商工会議所では、商工会議所の規定等にその趣旨を織り込みます。商工会議所の地区で特に問題になりるのは、大都市の商工会議所、なりますのは、大都市の商工会議所、

○小山(雄)政府委員 現行法が成立いたしました際には、与野党一致の附帯決議がなされまして、その後その趣旨に沿いましていろいろ努力して参つてゐるわけであります。附帯決議は御指摘通り五項目ございまして、一つは、大都市の小規模事業者に対しましては、商工会議所を通じて、商工会議所に普及員を置きまして、いろいろ仕事をすることになりますが、商工会議所の性格上そこまで手が行き届くかどうかという意味からいたしまして、商工会議所が有効適切に小規模事業対策をやるという御趣旨、その方法として大都市の商工会議所の地域内にいろいろな既存の商工業者の団体がござりますが、そういう団体とよく連携して、そらういう団体の意見も十分聞いて実情に合うように、既存の団体の力もあわせ

の身分保障について十分考え方、いろいろとあります。補助金を交付いたします際に、まず経営改善普及員の給与の問題あるいは退職金の問題、その他につきまして一定の規定を設けられ、設けないと補助金をやらない、そういう趣旨をもちまして補助金の交付をいたしております。

社会保険その他につきましては、まだ全部の商工会がそれをすぐやるところまでは実ははっておらないのですが、逐次そういうものの利用ということも普及しておる状況であります、今後とも補助の趣旨を生かし

あります。一部には率直に申しまして私どもの期待しているだけのところまで、力が及ばぬといふ点もございませんけれども、大部分は今申しましたような方向で円滑にいっている、こう考へえておるわけであります。

附帯決議の第二点は、経営技術の指導のほかいろいろなあつせん事業、それから社会保険とか納税の事務代行等、それから小規模事業者のみならず従業員の資質の向上、いろいろそろい仕事を積極的にしようという御趣旨のものであります。これらも先ほど申しました経営改善事業運営要領といふことで、そういう趣旨を盛り込みまして、これに基づいて商工会並びに商工會議所に趣旨の徹底をはかる。実際問題としていたしましても、そういう趣旨を行なわれるようにならざるを得ない、こう考へております。

りたいと考えております。  
附帯決議の第四点は、固定資産税について地方税の免稅が行なわれるよう十分配慮し、こうしたことでござります。これははなはだ遺憾ながら從来のこの種の団体が固定資産税の免稅を受けておりましたか、地方税制度の統一の問題から、昨年商工会法を作りましたときは免稅規定が設けられなかつたわけであります。ただ現実問題といたしましては、商工会で固定資産税を持つてゐる者は割に少ないと、うこと、大体はその市町村等で商工会館を設けてそれに事務所を持つてゐる、その事務所も商工会が運営しておるという形が非常に多いのでございまして、固定資産税のかかる形のものが割に少ないということでありまして、現在のところは実際問題として支障がないといふことであります。地方税法、地方庁がそういう趣旨のものには、任意に固定資産税を免稅するという趣旨の規定がござりますので、その趣旨の規定ができるだけ運用してもらつて、税率がかかる建前の場合には減稅になり得るように配慮してもらつといふことを、自治省を通じまして地方庁にもお願いしているわけであります。

ますが、これは全部の権限を地方政府に委任しておるものですから、そのつど報告をとつて集計するわけでございまます。二月までは今お話を数字でございりますが、三月で約五十てきて、ふえておるということであります。正正確な統計は今集計しておりません。

○小林(吉)委員 その数字は、昨年この法律が制定されましたときの予想を下回っているのではありませんか。たゞ、例えば經營改善普及員の数は、予算算定期員二千四百五十一人に対しても既設市町村分を含めても百人近く不足していますが、このように所期の成果を上げ得なかつた理由の中には、役所の P.R. や指導力の不足とか、不手ぎわがあつたのではないか。どうでしょうか。

○小山(雄)政府委員 現行法成立のときも申し上げましたが、いわゆる任意団体としてありました商工会が約二千六百あつたわけであります。その後、初年度ごとしの三月末までに三十五年度中にどのくらいできるだらうかといふ予想の数字として申し上げました数字は、たしか千八百ぐらいと私は申し上げたと思います。それが今のお話をよろしく二月末で千六百五十四、それに五十六ぐらい足しまして千七百、百ぐらいい数が少ない、これは御指摘の通りであります。初年度のことでもあります。ことに補助金交付を伴いますので、私どももしましても、指導上初めは多少嚴格に手綱等をやるといふふうなことをいたしたわけであります。通産大臣の権限は大体府県庁にまかしておきますけれども、いろいろ運用の問題としては基準に多少沿いにくい、これをどうするかというときには一々通産局に相談させているというような

きらいがないでもないであります。通産局も府県もだいぶなれて参りましたので、今年度からはそういう手続は差つかえない分については少しゆるめて、なるべく手続を簡素化してやつて参りたいと考えております。今後はこれが初めの予定通り二千六百幾つの数字が、今年度中あるいは今年度の半ばごろまでには、大体できるのではないかと考えておる次第であります。

の方は設立をいたしましてから補助をお受け、それから仕事を始めて参ります。関係上、平均して約五・七ヶ月しか稼働してないという状況であります。先ほどの約千六百五十のうち補助の対象になるものが千三百三十ばかりでございます。その残りはもう補助の対象にもならないというのもありますし、要するに結果的にそういう実情であります。その分は、年度予算でありますからどうしても補助しきれぬということになります。

そこで今お話しの流用の問題でございますが、補助金でありますから、国直接の経費のように流用はできないことはないのですけれども、大蔵省といろいろ交渉いたしまして物件費的なものは相当フルに流用したわけであります。ただ人件費的なものは、国の予算で申しましても人件費は絶対预算省に流用させないということがござりますので、そういう趣旨からいたしまして、それから国会で承認を受けた予算書そのものには、そういう内訳は載らぬわけであります。そういう内訳をつけて承認を受けた予算の趣旨によると、いろいろな議論からいたしまして、なかなか人件費的な補助部分の流用は認められないということです。今までしましたような約一億の残を残したわけですが、今年度は、年度当初から少し馬力をかけましてそういうことのないように、できるだけ努力をいたしたいと思っております。

○小川(総)政府委員補助金交付かるから申上せました。初年度で、会計検査等のことなどさいますので、わざわざしては事を始めたのだからこそ、慎重にやろうということで、事務手続も多少慎重に考えたことがあります。都道府県、通産局その他も手続になましめたので、先般もそういう打ち合わせ会議を開きまして、必要でない、省いていい手続は、全部省くといふことにいたしましたが、あります。今後は極力早期に交付するト ウに努力いたしたいと思います。

三

- さした理由は、今も申し上げまことにござりますし、これも先ほ  
うに、一つは商工会自身の設立がされたということになります。それ  
で、補助金交付か認められましたよ。初年度で、事業手続  
査等のことなどござりますので、少慎重に考えたということがあつ  
てあります。都道府県、通産局その手続になれましたので、先般もそ  
う打ち合わせ会議を開きました。今後は極力早期に交付するよ  
うなことをいたしました。それでござります。今後は極力早期に交付するよ  
うにやろうということで、事務手續等のこともござりますので、  
少慎重に考えたということがあつたということを思ひます。  
思います。都道府県、通産局その手続になれば、先般もそ  
う打ち合わせ会議を開きました。今後は極力早期に交付するよ  
うにやろうということで、事務手續等のこともござりますので、  
少慎重に考えたということを思ひます。





長が欠員のときはその業務を行な

員が前条各号の一に該当するに至  
つたときは、その役員を解任しな  
ければならない。

3 監事は、公団の業務を監査する。

(役員の任命)

第三十四条 理事長及び監事は、通

商産業大臣が任命する。

2 理事は、理事長が通商産業大臣の認可を受けて任命する。

(役員の任期)

第三十五条 役員の任期は、四年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができ

(役員の欠格条項)

第三十六条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 国会議員、国家公務員（審議

会、協議会等の委員その他これに準する地位にある者であつて非常勤のものを除く）、地方公

共団体の議員又は地方公

共団体の長若しくは常勤の職員

二 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて公団と取引上密接な利害

關係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職權又は支配力を有する者を含む。）

三 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職權又は支配力を有する者を含む。）

(役員の解任)

第三十七条 通商産業大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役

員が前条各号の一に該当するに至  
つたときは、その役員を解任しな  
ければならない。

2 通商産業大臣又は理事長は、そ  
れぞぞその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することがで  
きる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定によりそ  
の任命に係る役員を解任しようと  
するときは、通商産業大臣の認可  
を受けなければならない。

(役員の兼職禁止)

第三十八条 役員は、當利を目的と  
する団体の役員となり、又は自ら

營利事業に従事してはならない。

(代表権の制限)

第三十九条 公団の理事長との利益  
が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が公団を代表する。

(代理人の選任)

第四十条 理事長は、理事又は公団の職員のうちから、その業務の一  
部に關し、一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理

人を選任することができる。

(職員の任命)

第四十一条 公団の職員は、理事長

が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第四十二条 役員及び職員は、刑法

（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令

により公務に從事する職員とみな  
す。

第三節 業務

(業務の範囲)

第四十三条 公団は、第一条の目的

を達成するため、次の業務を行な  
う。

一 振興地域内の産業の開発を促  
進するために必要な用地の造成、  
取得、譲渡及び貸付けその他の管  
理を行なうこと。

二 工業用水道及び輸送施設その  
他産業関連施設を整備し、及び  
これに附帯する送電変電施設の  
整備を行なうこと。

三 低品位炭による発電施設及び  
これに附帯する送電変電施設の  
整備を行なうこと。

四 振興地域内において雇用の増  
大に資する諸事業の経営又はこ  
れらに対する投資その他の助成  
を行なうこと。

五 前各号に掲げる業務に附帯す  
る業務を行なうこと。

(業務方法書)

第四十四条 公団は、業務開始の際、業務方法書を作成し、通商産

業大臣の認可を受けなければなら  
ない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、通商産業省令で定める。

(第四節 財務及び会計)

第三節 財務及び会計

第四十五条 公団の事業年度は、毎

年四月一日に始まり、翌年三月三  
十一日に終る。

(予算等の認可)

第四十六条 公団は、毎事業年度、  
予算、事業計画及び資金計画を作

成し、事業年度開始前に、通商産  
業大臣の認可を受けなければなら  
ない。これを変更しようとするとき  
も、同様とする。

(財務諸表)

第四十七条 公団は、毎事業年度、  
決算を翌年度の七月三十一日まで  
に完結しなければならない。

(決算)

第五十条 公団は、通商産業大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は産炭地域振興債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない場合は、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添附し、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつける。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 第一項の規定による債券の債権者は、公団の財産について他の債権者に先づて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6 公団は、通商産業大臣の認可を受け、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 商法（明治三十二年法律第四十  
八号）第三百九条から第三百十一  
条までの規定は、前項の規定によ  
り委託を受けた銀行又は信託会社  
について準用する。

8 第一項及び第四項から前項まで  
に定めるもののほか、債券に関する  
必要な事項は、政令で定める。

お不足があるときは、その不足額  
は、繰越欠損金として整理しなけ  
ればならない。

(借入金及び産炭地域振興債券)

第五十条 公団は、通商産業大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は産炭地域振興債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない場合は、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添附し、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつける。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 第一項の規定による債券の債権者は、公団の財産について他の債権者に先づて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6 公団は、通商産業大臣の認可を受け、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 商法（明治三十二年法律第四十  
八号）第三百九条から第三百十一  
条までの規定は、前項の規定によ  
り委託を受けた銀行又は信託会社  
について準用する。

8 第一項及び第四項から前項まで  
に定めるもののほか、債券に関する  
必要な事項は、政令で定める。

(政府からの貸付け等)

第五十一条 政府は、公団に對し長期若しくは短期の資金の貸付けをし、又は債券の引受けをすることができる。

(債務保証)

第五十二条 政府は、法人に對する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)

第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、債券に係る債務について保証することができる。

(償還計画)

第五十三条 公団は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、通商産業大臣の認可を受けること。

(余裕金の運用)

第五十四条 公団は、次の方によること。

(金利の適用)

第五十五条 公団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定め、又は変更しようとするとときは、通商産業大臣の承認を受けなければならない。

(通商産業省令への委任)

第五十六条 この法律及びこれに基づく政令に規定するものほか、公団の財務及び会計に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

## 第五節 監督

第五十七条 公団は、通商産業大臣が監督する。

二 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公団に對して、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

三 第四十八条第一項又は第五十条の規定による承認をしようとするとき。

四 第五十四条第一号の規定による指定をしようとするとき。

五 第五十七条第二項の規定によること。

六 第四十三条の規定に違反した者は、一円以下の過料に処する。

七 第四十四条第二項又は第五十一条の規定により通商産業省令を定めようとするとき。

八 第五十四条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

九 第五十七条第二項の規定によること。

十 第五十四条第一号の規定による指定をしようとするとき。

十一 第五十五条第一項の規定によること。

十二 第五十五条第二項の規定によること。

十三 第五十五条第三項の規定によること。

十四 第五十五条第四項の規定によること。

十五 第五十五条第五項の規定によること。

十六 第五十五条第六項の規定によること。

十七 第五十五条第七項の規定によること。

十八 第五十五条第八項の規定によること。

十九 第五十五条第九項の規定によること。

二十 第五十五条第十項の規定によること。

二十一 第五十五条第十一項の規定によること。

二十二 第五十五条第十二項の規定によること。

二十三 第五十五条第十三項の規定によること。

二十四 第五十五条第十四項の規定によること。

二十五 第五十五条第十五項の規定によること。

二十六 第五十五条第十六項の規定によること。

二十七 第五十五条第十七項の規定によること。

二十八 第五十五条第十八項の規定によること。

二十九 第五十五条第十九項の規定によること。

三十 第五十五条第二十項の規定によること。

## 三 第四十三条に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 公団は、設立の登記をすることによつて成立する。

五 公団は、設立の登記をしなければならない。

六 公団は、設立の登記をすることによつて成立する。

七 公団の資本金は、昭和三十六年度においては、第二十八条の規定にかかわらず、十億円とする。

八 公団は、設立の登記をすることによつて成立する。

九 公団は、設立の登記をすることによつて成立する。

十 公団は、設立の登記をすることによつて成立する。

十一 公団は、設立の登記をすることによつて成立する。

十二 公団は、設立の登記をすることによつて成立する。

十三 公団は、設立の登記をすることによつて成立する。

十四 公団は、設立の登記をすることによつて成立する。

十五 公団は、設立の登記をすることによつて成立する。

十六 公団は、設立の登記をすることによつて成立する。

十七 公団は、設立の登記をすることによつて成立する。

十八 公団は、設立の登記をすることによつて成立する。

十九 公団は、設立の登記をすることによつて成立する。

二十 公団は、設立の登記をすることによつて成立する。

二十一 公団は、設立の登記をすることによつて成立する。

二十二 公団は、設立の登記をすることによつて成立する。

二十三 公団は、設立の登記をすることによつて成立する。

二十四 公団は、設立の登記をすることによつて成立する。

二十五 公団は、設立の登記をすることによつて成立する。

二十六 公団は、設立の登記をすることによつて成立する。

二十七 公団は、設立の登記をすることによつて成立する。

二十八 公団は、設立の登記をすることによつて成立する。

二十九 公団は、設立の登記をすることによつて成立する。

三十 公団は、設立の登記をすることによつて成立する。

三十一 公団は、設立の登記をすることによつて成立する。

三十二 公団は、設立の登記をすることによつて成立する。

三十三 公団は、設立の登記をすることによつて成立する。

## 第五条 附則第三条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第三項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、通常なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

六 公団は、前条第三項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、通常なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

七 公団は、前条第三項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、通常なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

八 公団は、前条第三項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、通常なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

九 公団は、前条第三項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、通常なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

十 公団は、前条第三項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、通常なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

十一 公団は、前条第三項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、通常なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

十二 公団は、前条第三項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、通常なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

十三 公団は、前条第三項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、通常なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

十四 公団は、前条第三項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、通常なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

十五 公団は、前条第三項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、通常なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

十六 公団は、前条第三項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、通常なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

十七 公団は、前条第三項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、通常なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

十八 公団は、前条第三項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、通常なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

十九 公団は、前条第三項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、通常なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

二十 公団は、前条第三項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、通常なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

二十一 公団は、前条第三項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、通常なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

二十二 公団は、前条第三項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、通常なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

二十三 公団は、前条第三項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、通常なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

二十四 公団は、前条第三項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、通常なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

二十五 公団は、前条第三項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、通常なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

二十六 公団は、前条第三項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、通常なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

二十七 公団は、前条第三項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、通常なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

二十八 公団は、前条第三項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、通常なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

二十九 公団は、前条第三項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、通常なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

三十 公団は、前条第三項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、通常なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

三十一 公団は、前条第三項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、通常なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

三十二 公団は、前条第三項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、通常なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

三十三 公団は、前条第三項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、通常なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

三十四 公団は、前条第三項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、通常なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

三十五 公団は、前条第三項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、通常なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。



は特別地域再建協定法が制定され、石炭や綿業等に依存していた不況地域が、これらの法律によつて振興されたのであります。

第二次大戦後におきましても、一九四五年の工業配置法、一九四七年には都市農村計画法、一九五〇年には一九三七年特別地域法の改正等の一連の立法で、再開発が進められ、一九四五五年から五〇年までに設立された新工場の過半数は、開発地域におけるものであつたといわれているのであります。さらに一九六〇年に制定された地方雇用法は、工業用不動産經營公团をも設けて、不況地域の産業振興をはかつているのであります。

しかるに、わが国におかれましては、産炭地域の経済が、今日見られるような苦境に追いやられているにもかかわらず、何らの施策も講じなかつたことは、こうした諸外国の例を引き合いに出すまでもなく、政府の怠慢、これに過ぎるものはない、といわざるを得ないであります。

政府はようやく今国会に産炭地域振興臨時措置法案を提案して参つたのであります。その内容は振興の名に値するものではなく、全く空虚な法案にすぎません。今年度もわずかに三千万円の予算が、この調査のために計上されてゐるのであります。一体、政府は産炭地域の苦境などをどのように考えているのか、産炭地域の関係者ならずとも、そのあまりひどい認識不足ぶりに、あきれるものであります。

このよう<sup>に</sup>政府が、手頭をかかげて  
狗肉を売るにひとしい産炭地域振興法  
で、当面の糊塗策に出る以上、社会党  
といったましましては、眞の振興策をこそ

に提案することが、当然の責務であろうと考へまして、本法案を提出した次第であります。

しめるためには、国の強力な助成がなければならぬことは申すまでもありません。このため用地の確保、建築の補助、産業関連施設の整備の促進資金の供給を図る。成田市計上つき利子のため積金

他の地域に比して、その産業立地の面で規定いたしました。一般に産炭地域は、資源の減価償却の年数等の取扱いを

劣っているため、産業の開発に困難を来たしているのであります。かかる施策が講ぜられますならば、疲弊にあ

えぐ産炭地域にも、再び活況を取り戻させることができると確信するものであります。

第三は、特に本法案の目的達成のため、最も大きな役割を果たさせるために、産炭地域振興公團を設けた次第で

あります。この公団は、振興地域内の産業の開発を促進するために必要な産業関連施設の整備や管理をするばかり

でなく、みずからもその雇用の拡大に

資する諸事業を經營し、投資、その他の助成をも行なわせようとするものであります。

○中川委員長 御異議なしと認め、さ  
よう決定いたしました。

○中川委員長 次に連合審査会開会に  
関する件についてお諮りいたします。

本委員会で審査中の輸出入取引法の一部を改正する法律案につきまして、農林水産委員会より連合審査会を開き

たい旨の申し出がありましたので、これを受諾し、連合審査会を開会する」と

とにかくいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

○中川委員長 御異議なしと認め、さ  
よう決定いたしました。

○中川委員長 再び商工会の組織等に

議題として審査を進めます。小林ちづ  
質疑を続行いたします。

○小林(ち)委員 補助金の交付申請の

手続が大へん繁雑で、たとえば商工会員のうち従業員五人、あるいは二十人以上と以上に分けてパーセンテージを

出さねばならぬなど、これは明らかに階層別の社会党案を無視した現行法の

不備から生まれた不便であろうと思いま  
すが、いずれにしてももっと手続を  
簡単にし、事務を簡素化することはで

きないものでしようが。

げましたが、国の税金を使って補助をするわけでありますから、ともに初め

のことありますから、地方の仕事をやる人もなれないという点もあります。

で、おれは多少意識的に夫婦の作風を厳格と申しますが、あやまちのないよ

うにやかましく言つたわけでございま  
す。だいぶなれて参りましたし、そ  
うしたことで今後は先般もその打ち合  
わせをしまして、今年度からは極力手続  
は簡素化して、補助は円滑に早く行な  
われるようなどいう手配をいたしてお  
るわけであります。今後はそういう線  
に沿いまして極力努力して参りたいと  
思います。

○小林(ち)委員 次に商工会の目的で  
ある小規模事業者の事業者活動を第一  
線にあって推進する経営改善普及員の  
ことでございますが、本年度は千八百  
六十六人の定員増加を予算化してあり  
ますが、この新規増加人員について商  
工会と商工会議所の配分は大体どのよ  
うな割合になつておるのでしょうか。

○小山(雄)政府委員 予算的には改善  
普及員は本年度は二千四百五十一名、  
来年度は千八百人ばかりふえまして四  
千三百十七名、そういうことになつて  
おります。

これの配分でございますが、今後の  
商工会のでき工合その他の関係もござ  
います。昨年度におきましては商工会  
に重点を置いて配分いたしましたの  
で、今年度ふえた分のいき方は約六割  
か七割程度が商工会議所という勘定に  
なろうかと思想います。これは商工会の  
今後のでき工合とも関係いたしますの  
で、初めからきめてかかつておるわけ  
ではございませんが、感じといたしま  
しては、おそらく最終的には五割から  
六割程度が商工会といふことに相なる  
うかと思います。

○田中(武)委員 今年の小林委員の質問  
に関連をしてちょっとお尋ねします  
が、普及員の給料、これは二万円だつ  
たのが今年度から二万一千円になると

いうことになつておるので。ところが実際は、一万三千円とか一万五千円しか渡さず、その普及員から二万二千円もあつたといふ領収書をとつて、その差額の七千ないし八千円を、商工会の役員といいますか、理事長といいますか、そういう人がおそらく個人のものにせずにほかに使つていると思うのですが、ピンをはねているという事実があるのです。たくさんのお手書が来ております。それは長野県と埼玉県にあります。ほかにもあります。その実情を直ちに調査して資料を出してもらいたい。そういうことについて大臣はそういう事情を知つているかどうか。

間をしておられます、そのときの小山長官の御答弁には、いまだに納得しれますが、詰まるところは、國の農業に対する助成と中小企業に対するそれとの間に大きな差があることを証明するものではないでしょうか。特に國と都道府県の補助割合についても、農業改良普及員は國が三分の二補助であることと比較しまして、この事実ははつきりすると思います。たとい業種は違いましても、同じ普及員として待遇身分保障にこのような差別を許してよいものでしようか。この問題は早急に再検討されるべきだと信じていますが、いかがですか。

にすると、いろいろな措置も、手直し程度でござりますけれども、とつたわけでもございます。今後も農業改良普及員等に比較して、經營改善普及員の待遇については、なおこれを高める方向で努力はいたしたいと思います。予算的にはそういうことあります。

ただ、実情といたしましては、先ほど田中委員の御指摘のような悪い例もあるはあるかもしませんが、一般的には商工会の自己負担等で、予算的には二万円になつておりますが、平均しますと二万一千七百円程度にはなつておりますので、商工会の方でそれだけの努力はしていただきおるわけであります。今回のベース・アップでそれ程度あるいはそれ以上に上がつてくるのではないかと考えております。

ども、今御指摘のよろんな点は、実際に改善普及員を初めて雇いあるいはこれの給料をきめる場合に、今の六大都市あるいは特にその周辺のバランスが東京二万円とか一千円あるいは三千円という問題は予算ベースの問題として考え方であります。

○小林(ち)委員 普及員の仕事は、今のところ身の上相談的なものが多く、また政府でもあまり専門的なことは期待しておられないようですが、経営技術の進歩に伴いまして、今後は次第に専門的な知識を要求されることが多くなると思います。そういう意味から、一般的な指導方針だけではなく、業務別の方針も立てる必要があるのでないでしょうか。

○小山(雄)政府委員 どちらかと申しますと、小規模事業者の日常のことについて相談にあずかります。指導する、こうしたことあります。多少専門的なことになりますと、隨時専門指導員を商工会の方へ委嘱するといふ経費も補助いたしておりますが、そういう専門指導員を頼んできて、専門的なことは問題をほぐしてもらおうといふ建前をとつておるわけであります。話しのようすに、経営の身の上相談といふことにありはなるかもしませんが、それよりは金融のあつせんの問題とか、帳簿組織の問題、それから商店等でだいぶん徹底して参つておる個

が現われつゝあるとわれわれは考えております。今後はもちろん經營改善普及員も、講習その他を通じまして、専門的といいますかそこまで行かないまでも、日常の普通の經營技術に即した知識というものはつけて、教育して、それに基づいて指導していくとこうとに努力しております。

○小林(ち)委員 それから普及員の資格問題でござりますが、政府の通達によりますと、大体旧制高等学校以上の学歴が必要とのことです。私の調べた三重県の状態では、なかなか人選がむずかしい、せめて旧制中学あるいは新制高校卒まで下げてほしいと希望しておりますが、要は広く人材を集めることからいって、また能力はその後の研修いかんにもよることですから、この資格を緩和して普及員の養成に重点を置く考えはございませんでしようか。

○小山(雄)政府委員 現行法の審議のときにも御質問がありまして、私は、普及員の数も多いことありますし、そな高度なことを普及員に期待するわけでもないのでありますから、できればあまり資格はやかましく言わないで、あと研修といいますが、教育で力をつけてくる方向に努力したいと申し上げたわけであります。ただこれも初めてのこととござりますし、そういうことでありますと、初めての普及員になりますと、初めての普及員ができた。何だ、こんなことかということになつても困りますので、一定の資格要件を基準としては作つたわけで



で高く出すという、また出でさせるを得ない場合も相当あるようだ。」が、いましたしまして引き上げて参りたい、こう考えております。

ありますので、一つそういうお考えの方向で研究してみたいと思います。

しゃつておるよろに理解するのです  
が、その貸しにくいところを、あなたの方  
が指導の意味において何らかのあつ  
せんをやれ、こういうのが小林質問の  
趣旨なんです。それについてどうなん

いろいろなことがありますと、そのつなぎとしての方法は、もちろんわれわれも府県と力を合わせてあつせんその他をやらなければならぬかと考えますが、ただ一般的には、それは金額に

ど直接的ではないというような趣旨から、いろいろ事業の条文を整理する意味から落しまして、その他の目的を達する事業とといふところでのんでいく。立法技術的にそういうことにいたしました。

○小林(ち)委員 なお商工会の事務所のことですが、役場の中にあると、業者も相談に来にくくし、商工会としても会合の場所がなくて不便なことが多ないので、できれば商工会館のよしなものを持ちたいという希望がありますが、その建設資金について、国の補助が不可能であるならば、低利融資の道を開くような方法を考えていただきたいと思いますが……。

○小山(雄)政府委員 そういう必要がある場合があることは起ること思いますけれども、会費で運営している団体ですから、なかなか普通の金融を受けすることはむずかしいんじゃないかと考えます。補助を極力早くするといふことで、そういう点は、そういうことがあるのですが、これはどう思われますか。

○小山(雄)政府委員 今小林委員のお話が、補助金等がおくれて、そのつなぎにどうかといふお話をございましたので、これは建前としては、そういうときには貸していくのを貸してやるよとします。貸していくのを貸してやるよにするよりは、むしろ補助金を早く出してそういうことのないようになります。そういう努力をいたしたい。こういふことを御答弁申し上げたのであります。どうしてもそういう事態が

もよりますし、時期もちよつとの間のつなぎということになれば借りられる場合も多いかと思います。しかし一般的には金融というのに乗りにくい、金融ベースからいえば貸しにくい相手ではないかということを申し上げたわけであります。今御趣旨のような方向で努力はいたしたいと考えております。

○小林(ち)委員 単位商工会のことについて、次は改正案の問題点についてお

わけであります。それから「展示会、共進会等を開催し、又はこれらの開催のあっせんを行なうこと」。展示会、共進会ということになると、個々の商工会で小っぽいものをするよりは、県単位でやるといふ場合も割合に多がろう。あるいは個々の商工会のある都部でやるといふようなことがあります。それを連合会であつせんするような場合も多

対象としていろいろ活動する場合に、  
そういう商工会館みたいなものがある  
と非常に便利であります。これは大都  
市の問題でありますけれども、東京も  
大阪も名古屋も、府県等が金を出しま  
して、中小企業会館というものを作つ  
て参つております。こういうものも、  
その活動の基礎としては非常に大きな  
働きをするということがございまし  
て、そういう要望が非常に強いわけで  
ございますが、今直ちに、全国の数多  
い商工会を対象にして、予算なりその  
他で商工会館を作るといふところま  
で、なかなか手が回らないような実情  
でござります。それから融資の面につ  
きまして、やはり会費で經營していく  
る団体でござりますから、なかなか融  
資を受けにくいのではないか、こう考

○田中(武)委員 関連して、商工会が融資の対象にならないと、どうおつしやるのですか。

○小山(雄)政府委員 これも一つの法人でありますて、融資の対象にならぬことは決してないでございますが、会費でもつて運営している——あるいは補助金もござりますけれども、運営する団体が、要するに事業をしておられるとかいう形でないわけでありますから、償還のめどがはつきり立てばあるいは貸すのかもしれませんけれども、一般的には金融の対象としてなかなか貸しにくいのじゃあるまいが、こう考えてそう申し上げたわけであります。

起これば、一つ貸すこととのあつせん等もやらなければならぬかと思ひますけれども、一般的にはなかなか貸しにくいいし、それが補助金のおくれるせいであるならば、これは補助金の方を早く出してやる。こういうことでございます。

○田中(武)委員 そこではつきりしておきたいのは、頭から商工会といふやうなものは融資の対象にならないのだとういうような御答弁ぢや困る。実際の面においていろいろ融資を必要とする理由並びにその金額及びこれの償還の裏づけ等々もよく検討して、そうして必要な場合にはあつせん等もするのだ、こういふような答弁をしてもらわないと、どうもわれわれとしては答弁不足ということですが、どうですか。

尋ねいたします。  
まずこの改正案の原案には、連合会事業として、特に講習会もしくは講演会の開催またはそのあつせんをあげておられたと聞いています。また現行法には明記してあるほか改正案にも展示会、共進会のことは掲げながらこれを落としたのはどういう理由によるものか御説明願います。

○小山（雄）政府委員　まず事業の講習会もしくは講演会の開催またはあつせんであります。これは仕事の一つとして当然予想される仕事でござりますが、これは特に書かなくててももちろんこういうことはできるわけじきません。して、単位商工会には書いてございまさが、単位商工会はいろいろことをやつて商工業者を指導していくといふこと

かるら、そういうような意味で掲げますとして、これもその他の事業と呼んでいいわけありますけれども、今申しますしたような意味から講習会、講演会は規定しなかつた、こういうことになります。

○田中(武)委員 それでは結局商工会議所が融資の対象法人として欠格だということじゃなくて、実際金融ベースから考えた場合に貸しにくくないじやないか。そういうふうにおつ

○小山(雄)政府委員 融資の対象には  
ならぬとは決して申し上げてないわ  
けでござります。事実いろいろな状況で  
を見て、ことに補助金が何かの形で、  
たとえば何カ月先にしか手に渡らぬと  
いふことは決してないわ

も、連合会の方は商工会を指導するわけですが、直接の目的でござりますけれども、連合会の方は商工会をまとめて講習会、講演会をやることはもちろんありますようけれども、単位商工会は

云々といふよがなことは、各地区的事業もまだあるまいといふことだ。これもその他の目的を達する事業というところでのんでいく。こういふことにいたしたわけでござります。

○小林(ち)委員 次に県連の運営指導員は、現在府県二名、連合会に平均二名となっていますが、都道府県には人口、面積、その他条件が千差万別のところを全国一律にするのは不合理といふほかないません。もっと彈力性を持たせて、定員をふやす考えはありませんか。

○小山(雄)政府委員 お話通り二名ずつ平均に予算も組んでありますし、実際もやつております。お話のような面もあるいはあるかとも思いますが、まあ二名のことです。どちらが運営の数だと、いろいろ仕事の繁閑を見ています。これがもつと数がふえるからとも思いますが、今のところは二名ずつでありますので、二名でやつていいく。今後お話のような趣旨は數のふえ方等によって考えていただきたい、こう考えます。

○小林(ち)委員 また運営指導員が県と商工会に分れる結果、同じ指導員でありながら職域の違いからくる支障は起こらないでしようか。

○小山(雄)政府委員 この運営指導を府県と連合会に分けたということは、一つの考え方としては多少疑問もあるわけであります。ただ府県にはこの商工会の運営に関して相当程度の行政的あるいは監督その他の仕事の分担をかけているわけでありますので、そういう指導等も含めて府県の運営指導員といふことといたしておるわけであります。従つてそういう面からいいますと、多少仕事の分野も、ウエートのかかり方が、連合会の運営指導員

は商工会の設立運営の指導からやつておる。府県の指導員は全部もつぱらはできないということに相なるわけであります。そこを全国一律にするのは不合理といふほかないません。もっと弾力性を持たせて、定員をふやす考えはありませんか。

○小山(雄)政府委員 お話を通り二名ずつでもよいと思います。お話をよろしくてもらいたい。こう考えております。

○小林(ち)委員 次に、全国連合会の事業の場合、特に「商工業に関する技術又は技能の普及又は検定を行う」項目を削除したのは、いかなる理由によるのでしょうか。商工会議所法の第六十一条には、「これが指導を行なう」と明記してあるにもかかわらず、全国連合会に、「これが指導を行なう」と明記ができます。

○小山(雄)政府委員 もしこれが明記されないと、たとえば各種の検定で日商と各種商工会議所共催というような形が、商工会の場合は全国連合会の名前が出せなくなるのではないかと

○小山(雄)政府委員 そういうことは全然ないと思ひます。全国連合会の仕事の第一号「都道府県連合会の組織又は事業について指導又は連絡を行なうこと」という条項で、当然連合会の事業なり、またそういうことをやる場合には名前を変えて出していく。こう考

えます。

○小林(ち)委員 次に改正案第五十五条の十四、第一項に「都道府県連合会には、そういう規定をいたさなかつたわけであります。府県の連合会には御指摘のように「商工業に関する技術又は技能の普及又は検定を行なう」と御指摘のように「商工業に関する技術又は技能の普及又は検定を行なう」と

とを要する」とあります。二月末現

在で東京都の商工会は三、大阪府は二空白期間中、これら各地の単位商工会結成の見通しがあっても、それまでの

○小山(雄)政府委員 東京と大阪は、

御指摘のように商工会議所の地区との重複を避けましたので、商工会ができる

る数が少ない、客観的にそういう条件

はあつせんといふことも当然これで読めるわけであります。しかもこの文言

は全国連合会の中心的な仕事であるわざをして、今後の指導その他の打ち合

けでありますから、書けばむしろ重複するという感じさえするわけであります。これで読んでいく。またそれが連

合会の中心的な仕事だという考え方か

ら規定をしなかつたということであ

ります。

○小山(雄)政府委員 現行法では理事二十人以内、員外理事はその十分の一

で二人とすることになります。連合会では理事二十人以内、員外理事は五分の一と相なつておるわけであります。

連合会の場合に員外理事の許容し得る割合を上げました意味は、指導とい

う事からいいまして、多少高度の指導をする仕事なんだと、そのた

めにはある程度高度の指導能力ある人

材を広く求める余地を作つておく必要があるのではないかということ、それ

から連合会になりますと、会議所との

関係、それから中央会との関係、ある

いは府県その他の関係もございましょ

うが、そういう対外的ないろいろな交

渉あるいは連絡という仕事も相当ふえ

やしないかといふようなことから、員

外理事、そういう意味からいいまし

て、実際日常の商工業に従事されてお

る人に全部理事者を期待するといふこ

とは、多少無理ではあるまいかといふ

意味から、しかも商工会の間接の構成員である小規模事業者にその扱いを期

待するといふことは、多少無理じやあ

るまいかといふ考え方からいたしまし

て、その割合を多少広げてあるわけで

あります。ここは実際問題としては、

考え方と実際がどうなるかといふ問題

でありますまして、何分の一がいいかといふことは、率直に申しましてわれわれ

も何分の一でなければならぬといふこ

とまでには考へないのであります

けれども、考え方の趣旨はそういう

考え方で五分の一といふことに規定い

たしたわけであります。



いうものは、国民金融公庫に依存する以外はない。ましてや町村においておや、こういうことになるのであります。この商工会が結成されまして、特にそういう点を配慮して、国民金融公庫の資金ワークを拡大をしていこうといふような考え方で、今まで取り組みをなさつたことがあるのかどうか、その点を伺つてみたいと思います。

○小山（雄）政府委員 従来からも、任意にございました商工会が、たとえば申し込み融資、国民金融公庫に対する申し込みをまとめてやる、それから償還組合を作つて償還の代行をやるといふようなことをやっておりまして、これは国民金融公庫側としましても、仕事が非常に楽にスムーズにいくというところで喜んでおりました。商工会設立の場合にも、商工会法制度を設立します場合にも、ことに金融方面の問題といたしましては、国民金融公庫を通じて、政府資金を小規模事業者に流していくといふ点に相当注目いたしました。またそういうふうに動きを具体的に指導いたしまして、今では——できましてまだ間がないので、そういう段取りもできない商工会も相当ありますけれども、商工会ができますと、必ずそういう動き、方向に仕事をやつしていくということに指導いたしておるわけであります。従つてことしも国民金融公庫の財政投融資増額をいたしました。この割合は、三政府機関の間では一番伸び率が大きいのでありますけれども、金額は、今お話しのような趣旨からいって、うんとぶよしたというところまではまだいっておりません。いつておりますが、商工会がだんだんできまして、そういうやり方が軌道

要その他のもあつとはつきりしてくる。それに応じまして、今後国民金融公庫に対する、要するに零細事業者に対する国家資金の打ち込み方といふもののは、そこの実情とにらみ合わせて、思い切って増額していく、また増額のためどといふものも、そこにルートがあるべき仕事だと考えております。来年度以降の問題あるいは今年の財政投融資計画の補正のよくな機会にそういうデータなどで、重点を置いて努力して参るべき仕事だとうござりますが、今後機会あるごとにそういう努力をしていきたい、こう考えております。

○中村(重)委員 大臣伺いたいと思ひます。が、ただいま申し上げましたように、国民金融公庫といふのはいわゆる零細業者の金融機關になつてゐる。その国民金融公庫が大蔵省専管であるということは、私は不合理だと思ふ。この商工委員会におきましても、通産省と大蔵省の共管にすべきだといふことが決議として行なわれたということを、私伺つておるのであります。当然そうでなければならぬと思います。このことに対して、大臣自身はどうお考えになつておるか。そしてまたこれを通産省の専管、あるいは一歩譲つて大蔵省との共管といふことに対して、大臣はどういう働きかけをやつておられるのか、またその見通しはどうか、その点は、私の質問ではありますが、全国の零細業者がひとしくそれを期待していることありますから、明快に自信のほどを一つお答えを願いたい。

○ 委員長 国務大臣 所管の問題は、相手のある問題で、なかなか思うようにいきませんし、また現状は理想通りないているかと申しますと、決してそうじゃない。御指摘通り、国民金融公庫は中小企業者に限っているわけじゃない、中小企業者以外の、いわゆる業者にあらざる人に対する金融もやつておるわけでございますが、しかしそのウエートは、何といっても今日においては中小企業者にあるのではないか、こう思われる。建前は、中小企業の問題は中小企業金融公庫あり、あるいは組合金融としては中金というものがある。国民金融公庫は中小企業もあるかもしませんが、しかしそれ以外の資力の乏しい一般の国民というものを相手にしているのだという建前で今まできておる。そこでこの考え方を変えさせて、そしてわれわれの所管のうちに取り入れるということは意義のないことではありません。非常に意義のあることとでござりますけれども、何と申しますか、名を去つて実をとるというか、われわれも、所管は所管でありますよろしい、第一段においては、実質上中小企業の問題にこれは非常にタッチしておる、また非常に貢献しておる金融機関であるからというので、われわれの方の役所から人を出すということになつたわけであります。名を去り実をとる、という戦法で第一指染めておりますが、今後御趣旨に沿いまして、だんだん大びらに大蔵、通産両省の所管といふところまで持つていきたないと考えております。現状は今申し上げたような状況でございまして、初めて通産省の方から人が入つた、こういう状態であります。

○中村(宣)委員 私も建前は知つておる。国民金融公庫は中小企業の金融機関ではないということを上げた通りであります。大臣は、捨てる実をとるんだ、どうしてそういうような言葉が出るのか、私はどなたいまの大臣の答弁には満足できません。名もとり実もとる、そらしを初めてほんとうの通産行政、金融ができるんじやありませんか。もとの委員会において、満場一致、省との共管を決議しておる。この点を尊重するという面からいたしましても、これを背景として大臣は積極的に取り組んでいくんだ、そういう気をもとに通産省の所管にするんだ。してこの資金ワクの拡大等に積極取り組んでいくんだ、そういう気をなけば今日の金融問題の解決はできません。ただいまのような消極的弁ということに対しましては全く不満です。どうぞ大臣は積極的に問題に対しては取り組んでこの院尊重する、こういうことで一つやもらいたい、このように考えます。なおまた、先ほど員外理事の問小林委員からも質問が行なわれましたが、商工業者、その人にはあまり負かけることは好ましくないんだ、この意味はないんだといふような小官の答弁であります。えして理事会をたくさん作つていくといふことは、組合の運営が民主的に行なわかないという結果が生じて参ります。補助金を少し出して、それと役所の下請機関的な形になつていろいろ調査事項ばかり命ずる委託事業といったようなことで、

うしてほんとうの意味の会の発展、商業の振興には役立たないといふことが多いのであります。この商工会も漸次そういうような方向に向かいいつつあるといふことを私どもは希望いたしました。特にこの員外理事が五分の一といふことになつて参りますと、その感が非常に深くなつて参ることを私どもはおそれます。ほんとうに商工業者によってこの商工業の発展をはかっていく、こういう意欲が非常に強いのであります。また資金的な面、いろいろな面からいいたしまして、そうした員外理事の——おそらく員外理事という以上専従的な仕事をしてもらわなければなりませんが、そういうような負担を業者がみずから手によつてしていくということは現実において不可能であります。そういう面からいたしまして、私どもはやはり従来の商工会と同じく、これは十分の一ということにしなければならない、このように考へるのであります。そらした面に対してもどのように大臣はお考えになりますか。

○椎名國務大臣 この種の類似の団体についてわれわれ経験することでありますが、必ずしも県庁の所在地に適任者がいるとは限らない。員内から理事者を求める場合にはかなり郡部の方から——県庁所在地に大てい連合会があるのでありますが、そこまで行つて采配をあらうということになるのですけれども、やはり自分の仕事が忙しいといふことでとかく投げやりになる、そのため県全体の連合会等の仕事がうまくいかぬ、そういう場合があるのであります。それは二人でいいか四人でいいかなどと雑務的なことをやらせる。それがほとんどいるのであります。この商工会も漸次そういう方向に向かいいつつあるといふことを私どもは希望いたしました。特にこの員外理事が五分の一といふことになつて参りますと、その感が非常に深くなつて参ることを私どもはおそれます。ほんとうに商工業者によってこの商工業の発展をはかっていく、こういう意欲が非常に強いのであります。また資金的な面、いろいろな面からいいたしまして、そうした員外理事の——おそらく員外理事という以上専従的な仕事をしてもらわなければなりませんが、そういうような負担を業者がみずから手によつてしていくということは現実において不可能であります。そういう面からいたしまして、私どもはやはり従来の商工会と同じく、これは十分の一ということにしなければならない、このように考へるのであります。そらした面に対してもどのよ

今日の商工会の区域と県全体の区域と並べ比べてみますと、かなり県全体についての気配りと申しますか、配慮と申しますか、そういったようなものを絶えず考えながら県庁所在地において相談するということとも必要ではないか、こういったよなことから、必ずしも四人置けといふわけではない、四人を最高限度にしておなことから、必ずらどうか、それが、お説のように、あまりに県庁の役人の古手なんかをちょうどいいとして官僚機構になるといふようなことになりますてはおもしろくありませんから、その点は実際の運営上十分に考慮しながら、まずこの建前で一つ運用してみたらどうか、こう考えておる次第であります。

○中村(重)委員 やはりこうした会の運営は、民主的な運営を行なつていい

く、そうした会員のための会を作り上げて運営をしていく、こうい考え方の上に立たなければなりません。そういう考え方の上に立って、どうしても員外理事をややしていかなければならぬんだ、そういう現実の場にぶつかって、その必要を十分痛感した上に立つてそしめた員外理事、組合員外の理事を作り上げる、こうい取り組み方でいくべきだ私はそのように考えます。

次に、小山長官でけつこうであります、先ほど小林委員からも触れたと思うのであります、商工会の運営指導員とか經營改善普及員といふものは、会の運営の面からいたしまして非常に重要な役割を果たすわけであります。この人たちの身分の保障が非常に大切ではないかと思うのですが、この点はどうなんですか。

○小山(雄)政府委員 特に改善普及員

の待遇の問題、それから身分保障の問題等につきましては、先ほども申し上げましたように、たとえば国でやっておる社会保障の制度は極力これを全部利用する、待遇も、予算の制約がありますけれども、逐次状況に応じて上げていくという努力をいたしております。

○中村(重)委員 それから商工会の結成並びに經營改善普及員というのがあるわけですが、この普及員の配置とか費用の関係、資金的な問題、こういう問題、これは退職金等のことはやりますけれども、採用するときはもちろん

なにでございますが、やめるかやめないかという問題、これは要するに具体的な問題でありますて、そういうところを普通の事業のよう組合を作つておられますけれども、それも理不尽なことのないように運営上商工会を指導して参りたいと思っております。

○中村(重)委員 それから県とか町村が商工会に委託事業といふのをやらしいるのを出していくようではあります、この県とか町村の委託事業費の支出と申しますが、そういうことに対しても申しますが、そういうことがなければならぬのですが、どのような配慮をされておりますか。

○小山(雄)政府委員 国は、商工会に對しまして、小規模事業実施のための必要な經費の一部を県と一緒になつて補助しておるわけであります。今県等の委託事業のお話であります、商工会の財政の内容からいたしまして、國と府県とが小規模事業者に対する援助、あるいは事業委託に対する經費

並べ比べてみますと、かなり県全体についての気配りと申しますか、配慮と申しますか、そういったようなものを絶えず考えながら県庁所在地において相談するということとも必要ではないか、こういったよなことから、必ずしも四人置けといふわけではない、四人を最高限度にしておなことから、必ずらどうか、それが、お説のように、あまりに県庁の役人の古手なんかをちょうどいいとして官僚機構になるといふようなことになりますてはおもしろくありませんから、その点は実際の運営上十分に考慮しながら、まずこの建前で一つ運用してみたらどうか、こう考えておる次第であります。

○小山(雄)政府委員 特に改善普及員の待遇の問題、それから身分保障の問題等につきましては、先ほども申し上げましたように、たとえば国でやっておる社会保障の制度は極力これを全部利用する、待遇も、予算の制約がありますけれども、逐次状況に応じて上げていくという努力をいたしております。

○中村(重)委員 それから商工会の結成並びに經營改善普及員といふのがあるわけですが、この普及員の配置とか費用の関係、資金的な問題、こういう問題、これは退職金等のことはやりますけれども、採用するときはもちろん

なにでございますが、やめるかやめないかという問題、これは要するに具体的な問題でありますて、そういうところを普通の事業のよう組合を作つておられますけれども、それも理不尽なことのないように運営上商工会を指導して参りたいと思っております。

○中村(重)委員 それから県とか町村が商工会に委託事業といふのをやらしいるのを出していくようではあります、この県とか町村の委託事業費の支出と申しますが、そういうことに対しても申しますが、そういうことがなければならぬのですが、どのような配慮をされておりますか。

○小山(雄)政府委員 国は、商工会に對しまして、小規模事業実施のための必要な經費の一部を県と一緒になつて補助しておるわけであります。今県等の委託事業のお話であります、商工会の財政の内容からいたしまして、國と府県とが小規模事業者に対する援助、あるいは事業委託に対する經費

を出しておる、こういう実情であります。今のお話のように、県等が仕事を頼みます際には、それに要する費用はまるまる県から出すように、こういう指導をいたしておるのであります。

○中村(重)委員 それから商工会の結成並びに經營改善普及員といふのがあるわけですが、この普及員の配置とか費用の関係、資金的な問題、こういう問題、これは退職金等のことはやりますけれども、採用するときはもちろんなにでございますが、やめるかやめないかという問題、これは要するに具体的な問題でありますて、そういうところを普通の事業のよう組合を作つておられますけれども、それも理不尽なことのないように運営上商工会を指導して参りたいと思っております。

○中村(重)委員 それから県とか町村が商工会に委託事業といふのをやらしいるのを出していくようではあります、この県とか町村の委託事業費の支出と申しますが、そういうことに対しても申しますが、そういうことがなければならぬのですが、どのような配慮をされておりますか。

○中川委員長 本日はこの程度にとどめ、次回は明十七日水曜日前十時より開会いたします。

なお明日午後一時より愛知用水公団法の一部を改正する法律案につきまして、農林水産委員会と連合審査会を開会する予定であります。

これにて散会いたします。

午後零時五十分散会

昭和三十六年五月二十日印刷

昭和三十六年五月二十一日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局